

第Ⅳ章 漁業者及び自治体等における「漁業者と自治体の協力

による海洋ごみ回収事業」の研修会の実施

Ⅳ.1 研修会概要

漁業者による海洋ごみのより効率的・効果的な回収、回収から処理までに発生する課題の解決策の検討に資するマニュアル・パンフレット等が令和5年8月31日に環境省から公表されたことを受け、海洋ごみ回収事業の認知及び自治体から漁業者への発信・展開を促進することが重要であり、普及を行うために自治体、漁業者等を対象に「令和6年度海洋ごみの実態把握と効果的・効率的な海洋ごみ回収に関する研修会」を実施した。また研修会参加申し込み時に自由記述での質問募集、実施後に事後アンケートを実施し、参加者から研修会についてのフィードバックを得た。

【研修会概要】

開催日：令和6年10月17日

開催時間：第一部10時～12時、第二部14時～16時

開催方法：WEB会議システムにより開催

主催：環境省 水・大気環境局 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室

参加者：都道府県職員、市長村職員、漁業協同組合職員など

事務局：三洋テクノマリン株式会社

プログラム

- (1) 開会
- (2) 開会のあいさつ、研修会趣旨説明
- (3) 事務連絡
- (4) 研修
 - ①海洋ごみの現状
 - ②マニュアル策定の背景と目的
 - ③海洋ごみ回収事業を行うための手順とポイント休憩
 - ④海洋ごみ回収の具体的方法と工夫点
 - ⑤課題と解決策、Q&A
- (5) 閉会のあいさつ
- (6) 事務連絡
- (7) 閉会

研修会は令和6年10月17日に開催し、多くの関係者へ参加してもらうことを目的として午前と午後の2部制とした。研修会で説明する内容は午前と午後で同一の内容の説明を行った。

研修会の参加者の属性を図IV-1に示す。参加者202名のうち、都道府県担当者からの申し込みが53件、市町村等からの申し込みが104件、漁業関係者からの申し込みが27件、その他NPO等の団体からの申し込みが18件となった。

また、都道府県、自治体からの参加申し込みのうち、環境部局所属からの申し込みは70件、水産部局からの申し込みは82件であった。

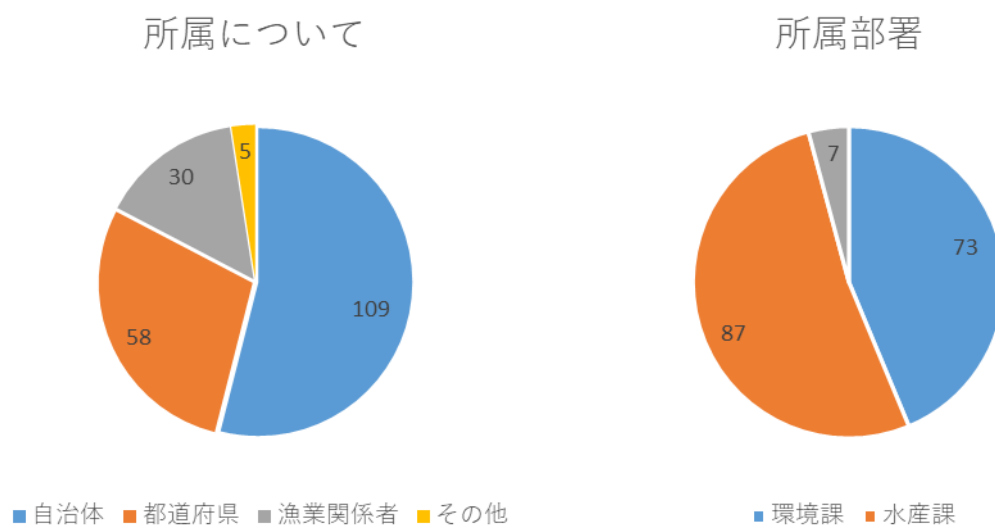


図 IV-1 申込者の属性

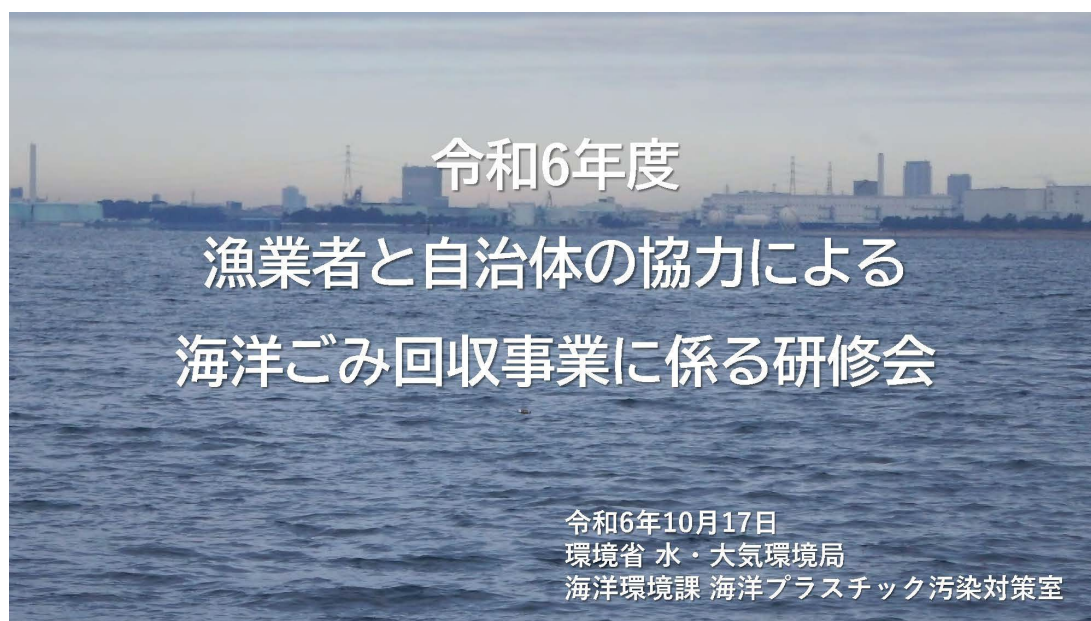


図 IV-2 研修会資料

IV.2 公募時アンケート

IV.2.1 公募時アンケート内容

研修会公募時に合わせて参加者の海洋ごみ回収に関する状況についてのアンケートを行った。

実施期間（公募期間）：2024 年 9 月 13 日～2024 年 10 月 17 日

公募対象者：事業関係者（環境部局・水産部局・漁業協同組合等）

アンケートはアンケート用紙を用いたメールによるアンケートと Microsoft Forms を併用して実施した。

アンケートの内容を表 IV-1 に、使用したアンケート用紙を図 IV-3 に示す。

表 IV-1 アンケート内容

基本情報	所属機関・所属部署・参加者氏名・電話番号・メールアドレス
参加希望時間帯	午前・午後
海洋ごみ回収の取組について気になる点、不明点	自由記述で回答
研修参加の動機	選択式 ・海洋ごみ回収の取り組みを行ってみたい ・海洋ごみ回収の取り組みを行っているが、他地域の状況等について知りたい ・事業に興味がある ・業務指示

別添

研修登録用紙

三洋テクノマリン株式会社(加藤)宛て
メール n-kato@stm.co.jp

年 月 日

参加者（複数名いる場合は適宜行を追加してご記載ください）
所属機関(都道府県、市町村、団体名):
部課室及び役職名:
担当者氏名:
電話番号:
Eメールアドレス:

参加を希望する研修の時間帯

希望する研修の時間帯をチェック
☐ 午前(10:00~12:00)
☐ 午後(14:00~16:00)

海洋ごみ回収の取組について気になる点、不明点等ございましたらご記載ください。

--

本研修を参加される目的・動機を選択ください

☐ 海洋ごみ回収の取組を行ってみたい
☐ 海洋ごみ回収の取組を行っているが、他地域の状況等について知りたい
☐ 事業に興味がある
☐ 業務指示

個人情報の取り扱いについて

環境省セキュリティポリシーに基づき、記載いただきました個人情報は本事業にのみ使用し、その他の目的に使用することはありません。

図 IV-3 アンケート用紙

IV. 2. 2 公募時アンケート結果

研修会参加者の属性を図 IV-4 に示す。公募時のアンケートでは研修会参加者計 202 名のうち、地区町村などの自治体からの参加者が 104 名、都道府県からの参加者が 27 名、その他 NPO 法人や企業等からの参加者が 5 名であった。

また、同一の都道府県、市町村で複数部署にわたって参加している割合を図 IV-5 に示す。都道府県では参加者の 67%が複数部署から参加している都道府県であったのに対し、市町村では 11%が複数部署から参加している市町村となった。

研修会への参加の動機を図 IV-6 に示す。事業に興味があるが 95 名、海洋ごみ回収の取組を行っているが、他地域の状況等について知りたいが 78 名、海洋ごみ回収の取組を行ってみたいが 14 名、業務指示が 33 名であった。

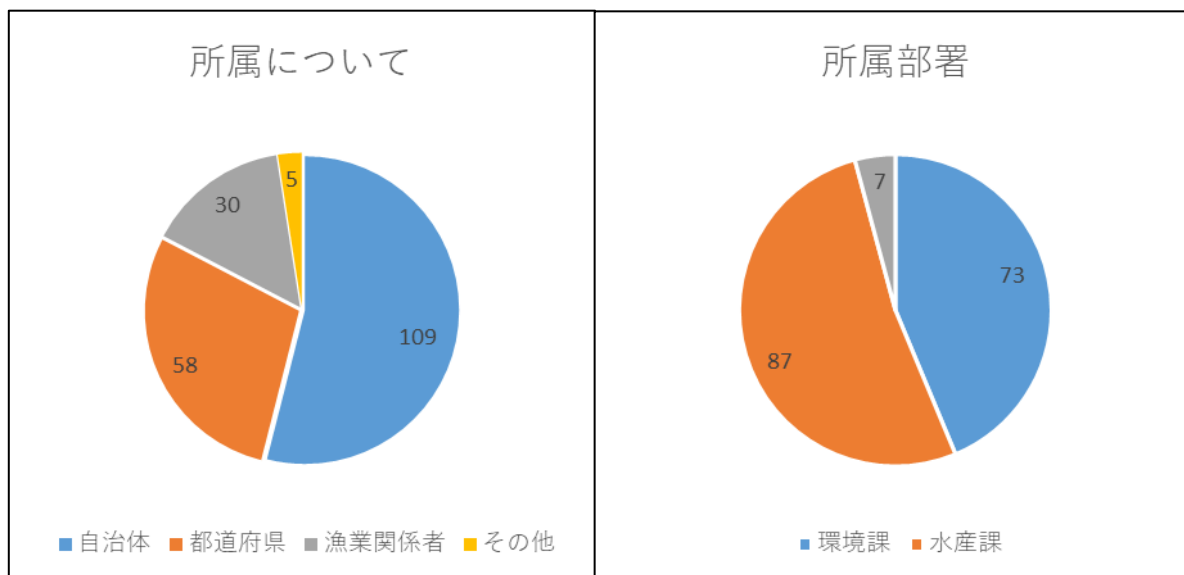


図 IV-4 研修会参加者属性

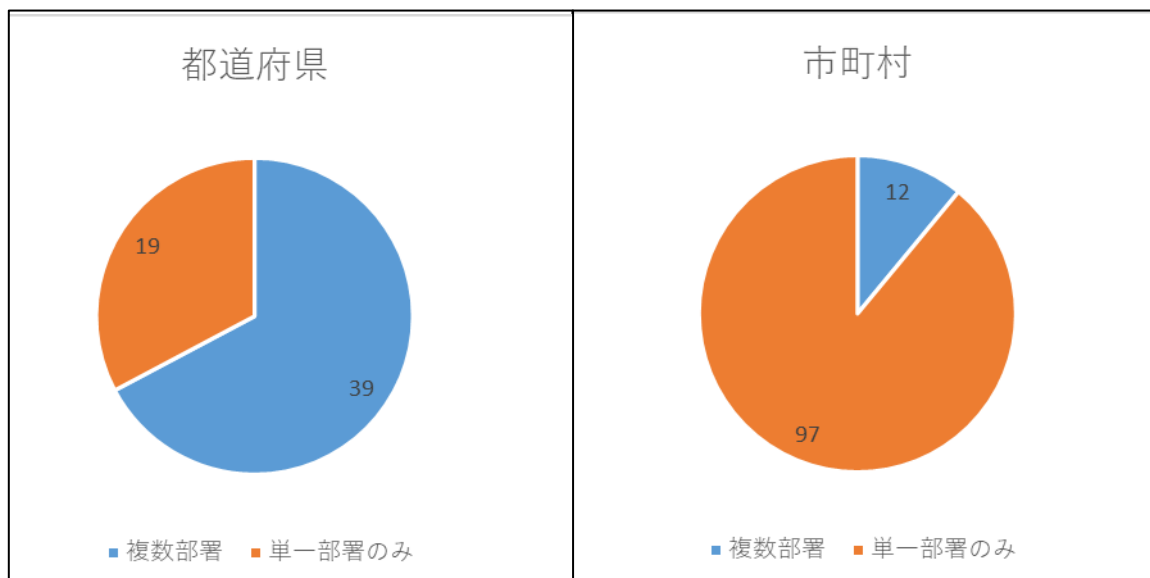


図 IV-5 研修会参加者自治体のうち複数部署で参加している自治体の数

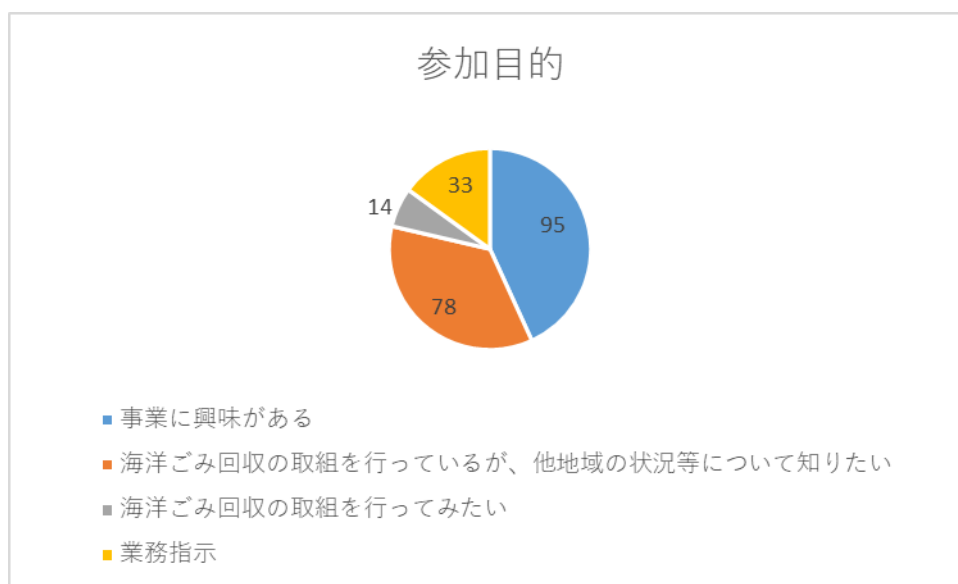


図 IV-6 研修会参加目的

公募時の海洋ごみ回収の取組について気になる点、不明点を以下に示す。

他地域の事例や補助金対象についての気になる点、不明点の意見が多くあった。

- ・自治体の事例、今後の展望
- ・ボランティア回収を行う漁業者への支援事例など
- ・流木のような、漁業者でも自治体でも処分できないような大型のごみを他市町ではどのように処分しているのか。
- ・海洋ごみを減らすべく、市町から管理者である県に対して、河川にオイルフェンスをはり、溜まったごみを回収することで、結果として海洋ごみを減らそうという取組に対する実施要望をしているが実現されていない。国内で事例はあるか。
- ・漁業者等が回収したごみは「一般廃棄物」に該当し、この処理責任は市町村にあるため、市町村に定額補助事業の推進を依頼している。都道府県が定額補助を行う事例はあるか。
- ・海岸保全区域内の漁業に使用される網などが漂着した際の対応方法
- ・国庫補助事業の対象外となる海岸に漂着したごみの処理について、他自治体においては市単独事業として実施しているのかどうか伺いたい。
- ・現在取り組みを行っている方法以外の事が知りたい。他県の取り組み事例など知りたい。新しい方法（回収する方法）、海洋ごみがそもそも出ないような仕組みがなにか知りたい。もしもリサイクルなど可能なことがあるなら事例が知りたい。
- ・海洋ごみの定義内に港内の水面（水中）にあるごみは入るのか？
- ・海洋ごみ回収事業と藻場造成事業との直接的な因果関係などがあるようでしたら、ぜひご教示いただきたい。
- ・漁業者と自治体の連携や、処理手順について
- ・参加者の拡大方法
- ・都道府県と市町村における連携先進事例があれば知りたい
- ・産業廃棄物と一般廃棄物の線引き。
- ・来年度から取り組む予定であるため、取り組み市町の事例を確認したい。
- ・漁業者から海洋ごみを拾ったと連絡が漁協にあった場合、どのような対応が必要かまた、報告は必要か等（何処に）
- ・回収したゴミの処理費用について
- ・回収から処理までの流れと費用（補助金）について※現行は漁業者がボランティアで操業中にごみを発見した場合（特に航行に支障があると思われる漁網や流木等）は持ち帰り、自治体に処理依頼をしているが、予算の都合上なかなか処理まで進まない。（持ちかえったゴミは漁協敷地内に仮置き）
- ・海岸への漂着ゴミが漁業者の大敷網などの作業に支障をきたしている。このようなゴミ回収も対象となりますか。

・荒天時などでより漁港等流れ着くごみを、このガイドラインがどのように扱っているのか、気になります。

・都道府県と市町村における連携先進事例があれば知りたい

・漁業者と自治体、住民等との協働による海洋ごみ回収の取組の現状と先進事例についてお伺いしたいと考えております（特に、当町のような外海に面した長い海岸地域における取組についてお伺いできればと存じます。）。

・海底ゴミの除去・回収を目的として活動していますが、回収したごみについては、かながわ美化財団にお願いしております。但し、回収条件等に要件があるようでよく理解が出来ません。このような公的機関による回収事業の実態がよくわかりません。活用方法についてご教授いただければ幸いです。

・収集運搬や処理等の委託契約の流れを知りたい。例えば、随意契約の理由など。

・高齢化社会を顕す個人漁業者に対する「漁業者と自治体の協力による海洋ごみ回収事業」は、その実績報告や制度的な事務手間がなじまないことを踏まえ、多くの事業で事業主体を市町村自治体に位置付けているのが、昨今の廃棄物行政となっております。高齢化過疎化社会が加速度的に進む中、市町村の廃棄物行政は本来の生活廃棄物が複雑化しパンク状態にあるも、さらに非常時の災害廃棄物対策を含めますます負担が増しております。国定公園内にある本町の海岸の場合、管理者は県となっておりますが、近年、廃棄物の管理処分の動きが見受けられません。よって、事業要綱などで国立・国定公園の場合、事業の実施主体は市町村だけではなく、第一に海岸管理者責任を義務的に位置付けてもらい、市町村の廃棄物行政の負担を軽減していただき、本来の住民生活の廃棄物行政を優先的に執行させていただきたいと考えます。

IV.3 研修内容

研修会は①海洋ごみの現状、②マニュアル策定の背景と目的、③海洋ごみ回収事業を行うための手順とポイント、④海洋ごみ回収の具体的方法と工夫点、⑤課題と解決策、Q&Aの5つについて説明を行った。また、研修会中はWeb会議システムのチャット機能を用いて適宜質問の募集を行った。

IV.3.1 海洋ごみの現状

海洋ごみの現状は、研修を行う初めに海洋ごみについての理解を深めるため、海洋ごみの発生源やその後どのような動きをするのかまた、現状海底ごみがどのように堆積しているのか、調査のデータを用いて説明を行った。

1. 海洋ごみはどこから来るのか？ そして、どこに向かうのか？ 1-1 海岸のごみはどこから来るのか？ 海に出たごみはどうなる？



1-1

図 IV-7 ①海洋ごみの現状スライド

IV.3.2 マニュアル策定の背景と目的

マニュアル策定の背景と目的では、なぜマニュアルが策定されるに至ったのか、日本で海洋ごみに対してどのような事業が実施されているのかについて説明を行った。

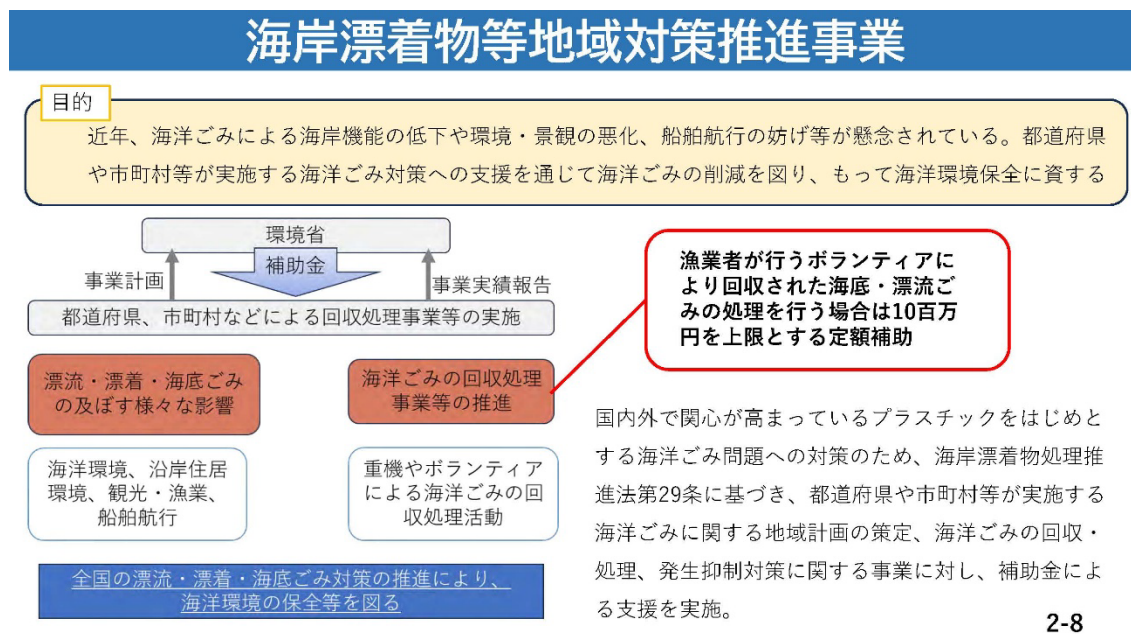


図 IV-8 ②マニュアル策定の背景と目的スライド

IV. 3. 3 海洋ごみ回収事業を行うための手順とポイント

海洋ごみ回収事業を行うための手順とポイントでは漁業者向けと自治体向けに分けて回収事業を始めるためにどのようなことを気を付けるとよいのか、それぞれの視点で説明を行った。

(3) 海洋ごみ回収事業を行うための手順とポイント

内容

- ・ 海洋ごみの回収から処理までの流れ
- 【漁業者の方へ】 ・ 回収事業を始めるための手順とポイント
- 【自治体の方へ】 ・ 回収事業の流れ（必要手続き）
 - ・ 漁業者と自治体との連携
 - ・ 回収事業を始めるにあたってのヒント
 - ・ 漁業者への具体的な支援・協働
- ・ 海洋ごみ回収事業の体制事例

図 IV-9 ③海洋ごみ回収事業を行うための手順とポイントスライド

IV. 3. 4 海洋ごみ回収の具体的方法と工夫点

海洋ごみ回収の具体的方法と工夫点では実際に海洋ごみの始めるにあたって、どのようなことに気をつけるとよいのか、回収、分別、保管、処理の4段階に分けてそれぞれの方法、工夫点について事例を交えて説明を行った。



4-1

図 IV-10 ④海洋ごみ回収の具体的方法と工夫点

IV.3.5 課題と解決策、Q&A

課題と解決策、Q&A ではマニュアル等に記載している、Q&A について解説を行った。

5-1 Q&A 1)補助金制度について

Q1-1

補助金制度を利用するためにはどうすべきか

A1:補助金補助金制度は単年度事業のため、年度初めには事業計画書等を含む補助金交付申請書、年度末または事業終了時に実績報告書を、都道府県経由で環境省へ提出する必要があります。詳細は、都道府県環境部局へ相談してください。

A2:事業結果報告書等を作成するため、環境省、都道府県、市町村での締め切りのタイムラグを想定し、現場部署は時期を勘案して前倒しする必要があります（環境省に年度末に報告するためには、市町村は年内には県へ報告する必要あり。そのため、1～3月分の費用が事業に使用できない場合あり）。

A3:国から市町村まで予算が下りるのは7月なので、それまでの流れづくり（綿密な計画の立案）が重要です。予算は年度処理であることに留意し、申請・受理から執行・決算までの予算スケジュールを把握・管理できる人が必要です。

A4:ごみ処理等業者への費用支払いがスライド等でできれば、概算（入金）と実績（支払い）とのブレがなくなり、諸手続きの手間が減ることに繋がります。

《補助金活用に関するヒアリング時の意見等》

➤1件当たりの補助金等の上限が低いと、手続きも面倒なので、申請の手を挙げにくい（金額の大小に関わらず、必要な手間は同じだと、費用対効果が小さい）。

➤海洋ごみの組成は、全国の海域・沿岸で一律ではないので、分別処理が面倒な漁具類が多い海域は、処理しやすいプラスチック類のごみ主体又は海ごみが少ない海域と補助金の差をつけるべきである。手間がかかると費用も掛かるので、品目による処理単価・費用も含め実績等によるランク付けも必要ではないか。

➤協議会の基金のようなものがあれば、予算が年度対応ではなく、ある程度の期間（年度跨ぎ等）について汎用性があれば運用は楽になるはずである。

海岸漂着物等地域対策推進事業
精算に係る手続きについて

令和3年3月1日
環境省 水・大気環境局 海洋環境課

出典：環境省 令和3年度
漁業者の協力による海洋ごみ回収実証業務

5-1

図 IV-11 課題と解決策、Q&A

IV. 3. 6 研修会中の質疑

研修会当日の意見、質問を以下に示す。

・毎年、個人ボランティアの方々が回収した海岸漂着ごみを役場に持ち込み自治体が処理している状況です。その総量は、軽トラック 10 台程度ですが、漁業者（大敷網漁業）が作業している浜のごみも含まれており、自治体の費用削減と埋め立てごみの減量化に向けて何か良い補助制度がないか探しています。

・補助対象には流木や海藻草類ごみは含まれないと聞いていますが、そのようなごみを対象とした補助制度はありますか。

・河川から流れてきた葦も自然物に含まれるという考えになりますか。

・海岸漂着物調査も補助対象と理解しているが、ドローンによる調査も対象になるか。調査会社への委託の予定あり。

・ボランティア団体への支援事業として、清掃用具等の購入費を自治体が負担する場合があるが、このような事業を活用している漁業者が持ち帰った海底ごみの処理事業も定額補助の対象となりますか？

・「海からのごみの持ち帰りが無償でおこなれている」の「無償」の定義はなんですか。

・漁業者がボランティア回収したごみを海上の船上で分別などする場合もあるかと思いますが、分別等に必要な消耗品など（自治体が船上での回収袋や BOX、軍手等を配布など）は補助の対象外となるのでしょうか？また、対象外の場合、今後、補助対象の拡大（回収も支援）等を検討されていますでしょうか？

・講義 3】資料 3-12 で漁業者への支払いを行うと記されていたと思うのですが、運搬処理を自治体が行うなら、漁業者への支払いは発生しないという理解だったのですが、どのような費用の支払いが発生する可能性があるのでしょうか。

・資料 4-5 により、漁協が協力して大型のごみを回収、そのリフト代等の車両を使つての引き上げを協力するとのことですが、その際の車両代金、人件費等は補助対象になるのか。また、一般廃棄物の回収作業として行うには自治体の委託が必要ですが、漁協がやる場合はどういう枠組みで行うのか。

・本県では、例年、当該事業の交付決定が 4～6 月、完了報告が 2 月中に行うような形で補助事業を実施していますが、その間（3 月～4 月）に漁業者がボランティアで持ち帰ったごみの処分についても補助対象として良いのでしょうか？

- ・分別作業の業務委託は、補助金の対象となるのでしょうか。
- ・1自治体の複数の海域（本県の沿岸と沖合、といった想定をしております）で、それぞれ個別に漁業者ボランティアが海洋ごみの回収活動を行い、両者ともに相当量の海洋ごみが回収された場合、それぞれのボランティアに対して 10/10 の補助金が交付可能、という認識で差支えございませんでしょうか。（＝2 ボランティアにそれぞれ 1,000 万円交付→県全体で 2,000 万を交付）
- ・ストックヤードやごみの仮置き場の整備は交付金の対象となり、原則、リース製品を活用することとなっていますが、他の自治体でもストックヤードはリースなのか、また、リースと購入で交付金の補助率等に違いは生じてこないのでしょうか。

IV.4 事後アンケート

IV.4.1 事後アンケート内容

研修会終了後、研修会についてのアンケートを実施した。

アンケートは研修会参加者を対象とし、Microsoft Forms にて実施した。

実施期間：2024 年 11 月 5 日～2024 年 12 月 16 日

実施対象者：研修会参加者

事後アンケートの内容を表 IV-2 に示す。

表 IV-2 事後アンケート内容

項目	内容
1. 所属・関係先について	以下、①～③で選択、回答。なお、①、②については、環境部局か水産部局も回答 ①都道府県 ②市町村 ③漁業協同組合等、漁業関係者
2. 研修会の内容について	研修会資料の項目(1)～(5)までのそれぞれについて、以下、①～③で選択、回答。 ①参考になった・興味深かった ②どちらともいえない ③参考にならなかった・興味がない また、最後に意見、質問等があれば、自由に記述
3. 事例集やマニュアルの改訂等について、追加のヒアリングへの協力の可否について	以下、①～④で選択、回答 ①協力できる。直接訪問、対面も可能 ②協力できる。電話やWEB会議でのヒアリングも可能 ③取組みを行っているが、協力できない ④取組みを行っていないので、協力できないの4つで回答
4. ご意見・ご感想	自由記述にて研修会全般について回答

IV. 4. 2 事後アンケート結果

IV. 4. 2. 1 参加者属性

事後アンケートの回答者の属性を図 IV-12 に示す。事後アンケートの回答者のうち、市町村所属が 28 名、都道府県所属が 14 名、漁業協同組合所属が 9 名、NPO 法人等のその他所属が 3 名の合計 54 名で参加者の約四分の 1 であった。

自治体関係者のうち、水産関係部局に所属している人が 22 名、環境関係部署に所属しているのが 20 名であった。

回答者人数は参加者と比較すると減少しているが、回答者属性の比率はおおむね一致しており、回答の偏りは少ない結果であった。

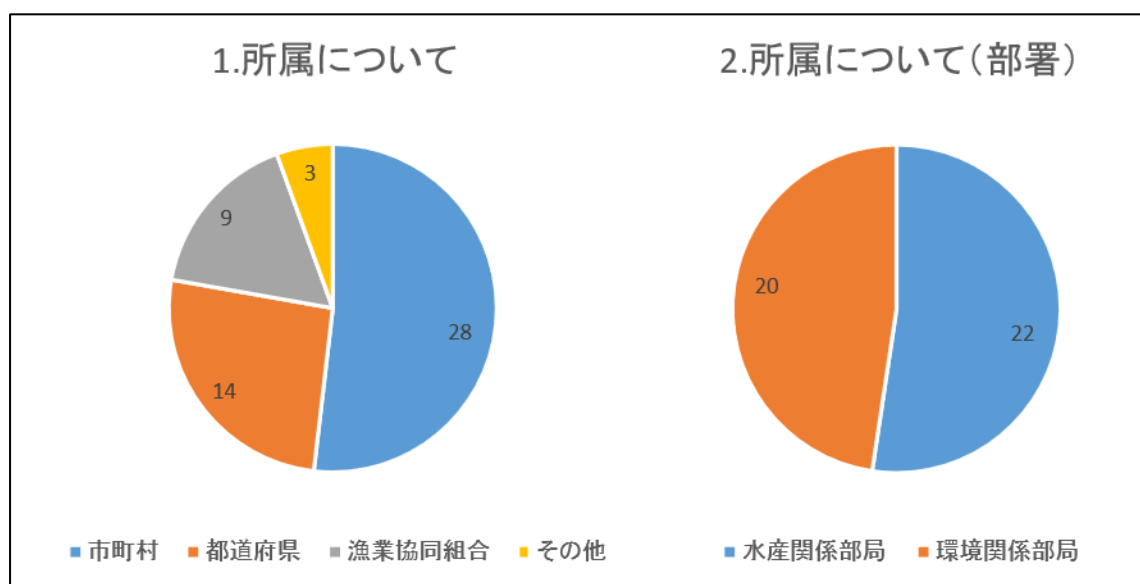


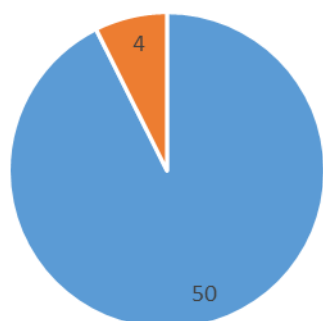
図 IV-12 事後アンケート回答者属性

IV. 4. 2. 2 研修会内容について

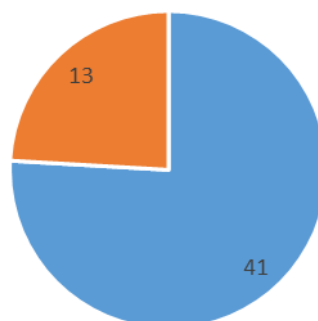
研修会内容のアンケート結果を図 IV-13 に示す。

全項目で内容で6割以上が「参考になった・興味深かった」と回答があった。また、個別では「①海洋ごみの現状が」9割以上が「参考になった・興味深かった」と回答しており最も評価が良く、「⑤Q&A、課題と事例」については「参考になった・興味深かった」との回答が7割以下と最も低かった。

①海洋ごみの現状



②マニュアル策定の背景と目的



■ 参考になった・興味深かった ■ どちらともいえない ■ 参考になった・興味深かった ■ どちらともいえない

図 IV-13(1) ①海洋ごみの現状、②マニュアル策定の背景と目的アンケート結果

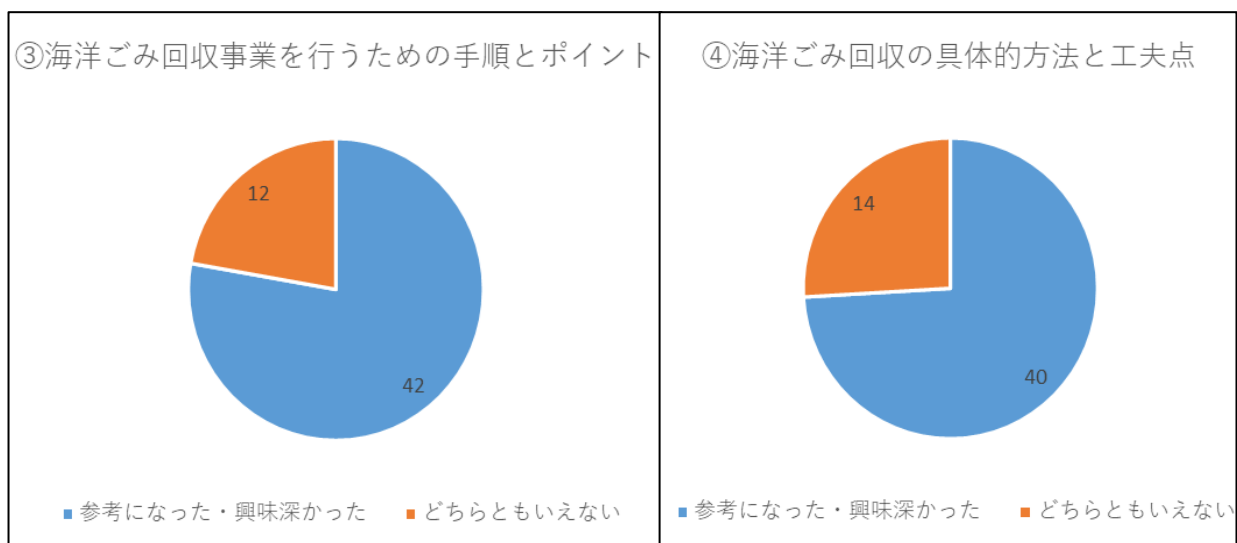


図 IV-13 (2) ③海洋ごみ回収事業を行うための手順とポイント、
④海洋ごみ回収の具体的方法と工夫点アンケート結果

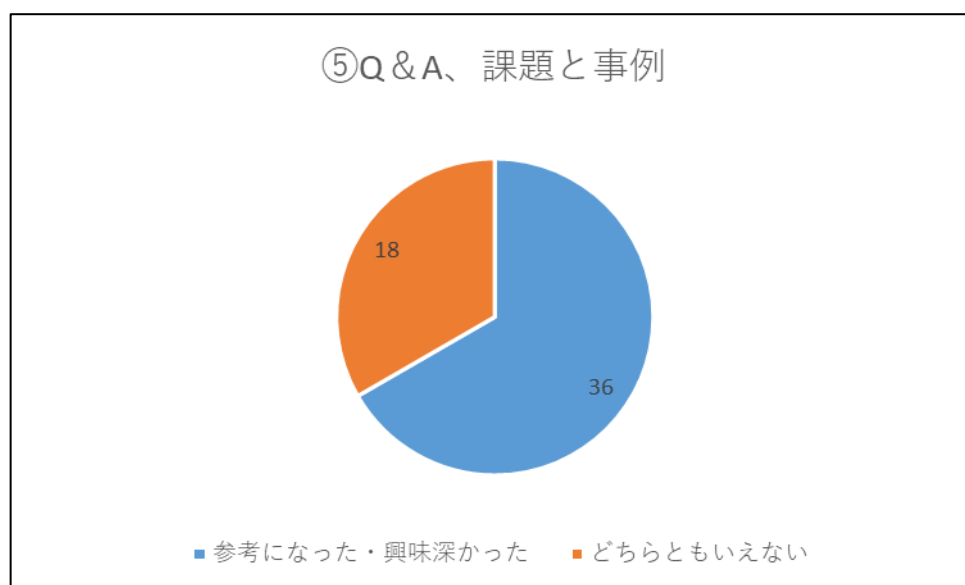


図 IV-13 (3) ⑤Q & A、課題と事例アンケート結果

IV. 4. 3 その他自由記述アンケート結果

そのほか事後アンケートでは以下のような意見が得られた。

- ・漂着ごみ回収への補助について（漁業者と一緒にする場合）（市町村・水産）
- ・これから自治体と協力して事業化を目指していく予定です。説明会の開催ありがとうございました。（漁業協同組合）
- ・漁業者がボランティアで回収してきたごみが、一般廃棄物になるのか産業廃棄物になるかで扱いが違うと思うのだが、その扱いが入り混じっての説明資料になっていたところが気になりました。（都道府県・環境）
- ・先進的な取組があれば、必要に応じて情報共有します。（都道府県・環境）
- ・本県では、水産多面的事業や財団事業（海底清掃）を主に活用している為、異なる事業の説明を聞けて良かった。（漁業協同組合）
- ・次回は今後の補助事業（拡大等）の見込みについても研修内容に入れていただきたいです。（市町村・水産）
- ・行政を主体とした事業を把握できていなかった。行政よりも関係漁協に事業の説明があると良いと思います。（漁業協同組合連合会）
- ・海底堆積ごみの収集に取り組んでいますが、陸からの流出を今以上の取り組みが必要だと思います。団体等のグループでは回収ゴミの処理が可能であるが、個人の活動は処理が困難な為に活動出来ないと思います。団体等でなく、個人（高齢者）でも簡単に取り組みが出来るようなしくみを策定して欲しいです。（漁業協同組合）
- ・研修資料の事前配布の要望する。資料があると手元で確認しつつ聴講できる（都道府県）
- ・資料について事前に配布をしていただきたいです。（市町村・水産、漁業協同組合）
- ・研修中でのチャットによる質疑応答は、件数も多く対応できていないようなので不要でよいのではないかと（質問は事前に集めておくなどで対応）（都道府県・水産）
- ・予算要求の検討のため、もう少し早く開催されてもよかったのではないかと。思う。（市町村・水産）

IV.5 研修会の課題

研修会開催にあたってはまだ事業を実施されていない自治体から事業化を目指すといった意見や、「漁業者と自治体の協力による海洋ごみ回収事業」は実施せず、水産庁の水産多面的機能発揮対策事業を活用している自治体が他の事業の事例を知ることができてよかったといった意見もあった中、事前に資料の配布を行ってほしい、開催時期を少し早めてほしいといった次回の改善点となる意見を得られた。これらの課題を整理した。

課題点

・研修会開催時期

研修会は10月17日に実施したが、自治体の当初予算編成が10～12月となっているため、研修会を受けて予算編成に反映をさせるのが難しい時期の開催となった。次回開催する際は当初予算編成時期を踏まえた時期に開催するのが望ましい。

・研修会資料の事前配布

資料の作成について、直前まで修正作業等を実施したため、研修会資料の事前配布を行うことができなかった、これについて事後アンケートで事前の配布をしていただきたいとの意見を多くいただいた。資料を事前に配布することによって、当日に手元で確認して研修会を聴講することができる他、研修会参加前に目を通して予習を行うことでの理解がしやすくなる、研修会後に参加者から参加しなかった団体、人に対して説明が可能といった利点が考えられるため、次回開催の際は事前に資料を配布することが望ましい。

・質疑応答

午前の部と午後の部に分けて実施したが、午前の部は当日の質疑が多く、後日回答という対応になったが活発に質疑が行われた。しかし、午後の部は質疑が1件と午前の部に比べて少ない結果となった。午前の部では初めの質疑が出た後に各々の状況に照らし合わせて質疑が行われたことから、次回開催する際は、別の会で出た質疑の読み上げを行うといった対応をすることで、当日の質疑をより活発にできるような環境を作るのが望ましい。

IV.6 ごみ回収事業の課題

研修会では公募・研修会当日・事後アンケートと複数回にわたり参加者から疑問点などの質疑を募った。そのうち、事業についての質問を行った、研修会公募と研修会当日の質疑を図 IV-14 に示す。

最も多かったのは、「次年度取り組もうと思っているので、ほかの事例を確認したい」「大型ごみについては他の自治体がどのようにしているか知りたい」といった事例についての疑問が多く、時点で、「流木や海藻草類が対象となるのか」「漁港内の海面ごみが対象となるのか」といった疑問が多かった。

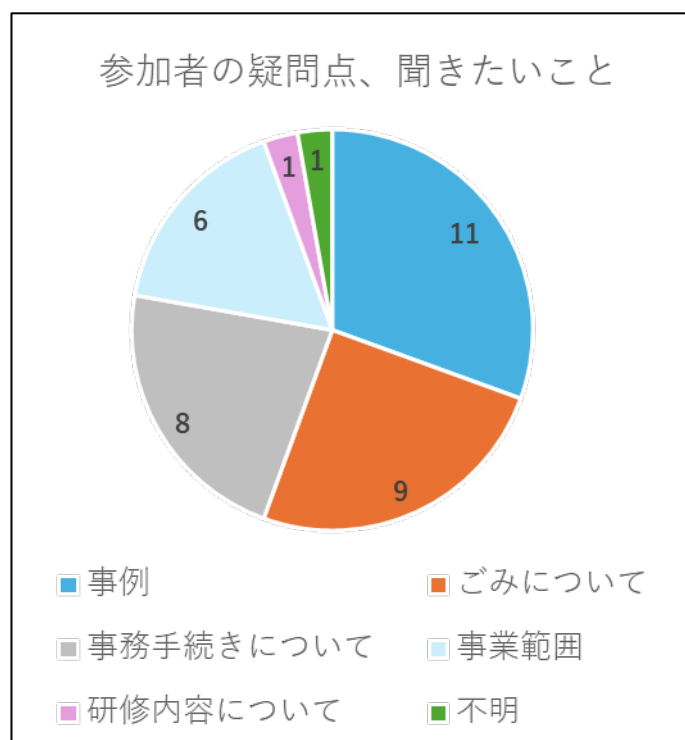


図 IV-14 質疑の概要

研修会を行って抽出できた事業の課題を整理した。

(1) 先行事例について、公表されている情報が少なく、又は古く、実際に他の自治体がどのように取り組んでいるのかがわかりにくい

実際に事業を始める際に参考となる事例が少ないという問題がある。現在ごみ回収事業を実施している自治体では、同県の先行して事業を実施している自治体から資料の提供を受け、事業を開始したといった事例もあり、事業を進めるうえで他がどのように行っているかを示すことは重要である。

(2) 海洋ごみについて記載があるが、どのようなごみが補助対象となるのかイメージがし難い。

マニュアルには漁業者が操業時や海底清掃時等にボランティアで回収して港に持ち帰った海洋ごみとし、例としてスーパー袋や食品トレイなどの梱包資材、漁網、ロープ等のプラスチック類、金属類、ゴム類、木材類としており、対象外のものとして漁業者が自ら排出したごみ、船上の飲食生活雑貨ごみ等や、自然災害時に発生した流木等としている。状況等も異なるため、すべてを網羅することは難しいが、明記されていないもので疑問が生じている。

以上の課題を解決できるよう、マニュアルに事例の追加、研修会を継続した実施などを行うことが望ましい。